

沼津市週休 2 日制工事実施要領

令和 3 年 1 月 21 日 副市長決裁

令和 3 年 2 月 8 日 副市長決裁

改正 令和 7 年 2 月 5 日 副市長決裁

改正 令和 8 年 7 月 28 日 副市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、沼津市が発注する建設工事において週休 2 日の確保を推進する工事（以下「週休 2 日制工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日制工事の対象（以下「対象工事」という。）は、沼津市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事とする。ただし、次の各号に該当する工事を除く。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね 1 か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 工事完成日に定めがある工事
- (5) 通年維持工事
- (6) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(用語の定義)

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休 2 日

次の各号（以下「取組レベル」という。）をいう。

ア 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、工事着手前の受発注者間協議により、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を設定した場合は、対象期間の全ての週において、2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 港湾工事積算基準書により積算する工事の週休2日

前3号の規定にかかわらず、港湾工事積算基準書により積算する工事については、工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、対象期間において、4週間を1期間としたとき、1期間内に土曜日、日曜日及び祝日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、積算においては、静岡県週休2日推進工事積算要領に示す4週8休以上の補正係数を準用するものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数を対象期間の日数で除して得た割合をいう。

（発注方式）

第4条 週休2日制工事は、次のいずれかの方式により発注するものとし、適用する方式に応じた特記仕様書（別紙1又は別紙2）に週休2日制工事である旨を明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定するものをいう。

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休２日に取り組むことを設定するものをいう。

(工期の設定)

第５条 発注者は、週休２日制工事を発注するときは、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行うときも同様とする。

(実施方法)

第６条 週休２日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる発注方式の区分に応じて、それぞれに定める方法により施工する。

ア 発注者指定型

受注者は、工事着手日までに発注者が指定する取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、指定する取組レベルは、静岡県週休２日推進工事積算要領又は静岡県週休２日推進工事（建築工事）積算要領に定める工事区分に応じた補正の対象となるものとする。

イ 受注者希望型

受注者は、取組レベルを工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、設定する取組レベルは、静岡県週休２日推進工事積算要領又は静岡県週休２日推進工事（建築工事）積算要領に定める工事区分に応じた補正の対象となるものとする。

(2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員へ提出する。

(4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の状況を確認する。なお、受注者希望型において、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第７条を適用する。

(費用の計上)

第７条 発注者は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じて、当該各号に定める方法により費用の計上を行うものとし、その計算に当たっては、静岡県週休２日推進

工事積算要領又は静岡県週休２日推進工事（建築工事）積算要領を準用するものとする。

(1) 発注者指定型

当初積算時の費用は、補正係数が最大値となる取組レベルを前提に各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、発注者が指定した取組レベルに満たない場合は、受注者が達成した取組レベルに応じた補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、週休２日を達成していないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認した上で、受注者が達成した取組レベルに応じた補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。ただし、週休２日に取り組むことについて、受発注者間協議が整わないときは、契約変更の対象としない。

（成績評定）

第 8 条 現場閉所の状況について、工事成績評定における加減点評価は行わないものとする。

（入札公告等）

第 9 条 発注者は、週休２日制工事を実施するときは、入札公告等において、その旨を明記するものとする。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。ただし、副市長決裁の日以降に当初設計を積算したものを適用とし、以前の設計については従前の要領を適用するものとする。